

報告 1

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部改正について

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正したため、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第 5 号

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 0 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱（平成 3 1 年三次市教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 3 0 日から施行する。

三次市内県立中学校活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 （施行期日） 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。 （他制度との調整） 3 略	附 則 （施行期日） 1 略 （この告示の失効） 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。 （他制度との調整） 3 略